

規制改革・民間開放推進会議雇用・労働WGヒアリング

# 厚生労働省説明資料

平成18年8月30日

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

# 確定拠出年金の「年金」としての位置づけについて

年金局企国課課長補佐 尾崎俊雄著

「日本版401K導入・運営・活用のすべて」より抜粋

## 1 「年金」として位置づけることの必要性

- 確定拠出年金は、これまでの「年金」に当然あったはずの保険原理・相互扶助性がなく、自分だけのために拠出された掛金を自己責任の下通常の金融商品で運用し、その金融商品への投資によって生み出された資産をそのまま年金として受け取るため、「貯蓄」と変わらない。
- 一方、新たな貯蓄優遇税制の導入は税制や国民間の公平性の論理から認められない。
- したがって、貯蓄優遇税制とならないよう、従来の確定給付型の年金と同じ「年金」として性格を有するものとなるように制度づくりをする必要性があった。

## 2 「年金」としての位置づけのポイント

確定拠出年金を老後のための「年金」として確実に位置づけられるようにした制度上のポイントは以下の4点。

- ① 老後に到達する前の中途引出しは原則として認めない。
- ② 受給要件として一定期間以上の加入期間を設定
- ③ 毎月一定額を拠出する仕組みとし、掛金額の年度途中の自由な変更やある時払いとなる前納や追納は認めない。
- ④ 年金または一時金の受取方法は、受給権者が給付の支給の請求をしたときにあらかじめ決めておき、一度決めた受け取り方法を途中で変更することは原則として認めない。

→こうした内容を法令に盛り込んだことにより、確定拠出年金を単なる貯蓄ではなく「年金」として位置づけ、これに年金税制を適用することができた。

# 平成19年度 厚生労働省税制改正要望項目（抜粋）

## 第3 高齢者が生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現

### 2 安定的で効率的な年金制度の運営の確保

#### (1) 持続可能で安心できる年金制度の構築

- ①平成21年度までの基礎年金国庫負担割合2分の1の実現を図るための必要な税制上の整備

平成16年年金制度改正で定められた、平成21年度までの基礎年金国庫負担割合2分の1を実現するために、所要の安定した財源を確保する税制上の整備を図る。

- ②被用者年金制度の一元化等に伴う税制上の所要の措置〔検討中〕

「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」に基づく被用者年金制度の一元化の検討結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じる。また、企業年金について、上記一元化及び企業年金二法の施行状況の検証を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。

## 確定給付企業年金制度について

- かつて、法令に定めのある確定給付型の企業年金制度は、適格退職年金と厚生年金基金の2制度であったが、次のような問題点があった。

制 度	概 要	問 題 点
適格退職年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人税法上の制度</li> <li>○ 法人税における損金算入等の取扱いを定める制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 積立基準、情報開示等の受給権保護の規定がない</li> <li>○ 企業の倒産等が増加する中で、倒産時に積立不足を起こす例が増加</li> </ul> <p>→ 労働界から、受給権の保護を図るための法制化の要望</p>
厚生年金基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生年金の給付を国に代わって行い（いわゆる代行給付）、これに併せて、企業独自の給付を上乗せして行う制度</li> <li>○ 代行給付を行うがゆえに、厚生年金保険法に規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代行給付部分は、給付水準等が厚生年金本体と連動するため、企業の経営悪化の中で、基金の運営が困難となる事例が発生</li> </ul> <p>→ 経済界から、代行給付部分を返上し、労使による柔軟な制度設計が可能な企業年金制度創設の要望</p>

- 上記の問題点を踏まえ、
- ① 厚生年金本体と切り離された企業独自の「確定給付型」の制度
  - ② 受給権保護のための、積立基準の明確化、情報開示その他の事業主等の義務が明確化された制度
- として、確定給付企業年金制度が創設された。

- 受給権保護が図られた企業年金制度であることを理由に、その普及・発展を目的として、税制上の優遇措置を設けている。

(注1) 例えば、企業側への優遇措置として、拠出する掛金が全額損金算入できるなど。

(注2) 受給権保護の規定のない適格退職年金は、平成24年3月末日をもって廃止。

(注3) 確定給付企業年金法は、受給権保護を図った企業年金制度の導入を強制するものではなく、そのような制度の普及を図るための、いわゆる「振興法」である。したがって、企業は、労働関係法令に反しない範囲で、他の企業年金制度の導入が可能。

【参考】平成13年5月23日 衆議院厚生労働委員会議事録（抄）

○中村参考人（経団連常務理事） 経団連の中村でございます。

本日は、確定給付企業年金法案につきましての私どもの考え方について説明させていただきます。

まず、私どももこの確定給付企業年金法案につきましては賛成の立場でございます。一日も早い成立をお願いいたしたいと思っております。

さて、経団連はかねてから、他の経済団体とも連携いたしまして、この企業年金制度の改革を強く求めてまいりました。その際、企業年金のあり方につきまして三つの基本的な考え方を強調してまいりました。

（中略）

第三番目は、企業年金を一層充実しまして、さらに普及させるためには、それを支援する措置を講じる必要があるということです。

少子高齢化社会が急速に迫っているということも考えますと、企業を退職した後の生活を支える制度としまして、公的年金が大きな役割を果たすのは当然であります。しかし、現在の厚生年金につきましては、多額の積み立て不足を抱えておりまして、制度の持続可能性を疑問視する向きもございます。

この公的年金の問題を解決するためには、給付水準などの見直しが不可避であると考えております。こうした状況の中で、加速する高齢化社会を考えますと、国民が安心して豊かな老後を過ごせるようにするためには、公的年金に加えまして、企業年金制度の充実を促す必要があると思っております。

企業は、企業年金制度を導入して以来、労使が協調いたしまして、誠実に制度の運営を行ってまいりました。今日、経済社会の環境は大きく変化してきておりますけれども、企業年金制度は、今後も労使協調の関係を維持しながら、柔軟かつ健全な運営を行っていく必要があると考えております。

この企業年金制度の一層の充実、普及を図るためには、企業の自助努力を促すような税制面からの支援策を講じることが不可欠であると考えております。

（以下略）

## 確定給付企業年金法案提案理由説明

ただいま議題となりました確定給付企業年金法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等、社会経済情勢が大きく変化しており、公的年金に上乗せして給付を行う年金制度につきましても、このような変化に対応することが要請されております。

この法律案は、確定給付型の企業年金について、受給権保護等を図る観点から、労使の自主性を尊重しつつ、統一的な枠組みのもとに制度の整備を行うもので、これにより、公的年金を土台としつつ、確定拠出年金と相まって、国民の自主的な努力を支援する仕組みを整備するものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、確定給付企業年金は、事業主が、労使で合意した規約に基づき信託会社、生命保険会社等と年金資金を積み立てる契約を締結するか、又は、事業主とは別法人の企業年金基金を設立することにより実施することとしております。

第二に、給付は、加入者が老齢になった場合及び脱退した場合に支給するものとしているほか、障害を負

つた場合又は死亡した場合にも支給することができるとしております。

第三に、加入者の受給権保護等を図る観点から、将来にわたって約束した給付が支給できるよう、約束した給付に見合う積立金を積み立てなければならぬものとするともに、企業年金の管理又は運営に関わる者の責任や行為準則を明確化するほか、年金規約の内容を従業員に周知し、企業年金の実施状況について加入者に情報開示することとしております。

第四に、確定給付企業年金相互や、厚生年金基金、確定拠出年金との間での移行ができることとしております。

最後に、確定給付企業年金に係る給付、掛金及び積立金について、各税法で定めるところにより、税制上必要な措置を講じることとしております。

なお、この法律の施行日は、一部の事項を除き、平成十四年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

## 確定給付企業年金法（抄）

### （目的）

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

### （確定給付企業年金の実施）

第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、確定給付企業年金を実施しようとするときは、確定給付企業年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、確定給付企業年金に係る規約（以下「規約」という。）を作成し、次の各号のいずれかに掲げる手続を執らなければならない。

- 一 当該規約について厚生労働大臣の承認を受けること。
- 二 企業年金基金（以下「基金」という。）の設立について厚生労働大臣の認可を受けること。
- 2 確定給付企業年金は、一の厚生年金適用事業所について一に限り実施することができる。ただし、政令で定める場合においては、この限りでない。
- 3 二以上の厚生年金適用事業所について確定給付企業年金を実施しようとする場合においては、第一項の同意は、各厚生年金適用事業所について得なければならない。

### （規約で定める事項）

第四条 前条第一項第一号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（第八条、第十二条第一項第五号、第十四条、第七十七条第四項、第七十八条第一項、第八十六条第五号、第九十条第四項及び第五項、第九十七条、第一百一十一条第一項並びに第一百七条第四項及び第五項を除き、以下「事業主」という。）の名称及び住所
- 二 実施事業所の名称及び所在地（厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶（以下「船舶」という。）の場合にあっては、同号に規定する船舶所有者の名称及び所在地）
- 三 事業主が第六十五条第一項の規定により締結した契約の相手方（以下「資産管理運用機関」という。）及び事業主が同条第二項の規定により投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結した投資顧問業者（同条第三項に規定する者をいう。以下「契約投資顧問業者」という。）の名称及び住所
- 四 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項
- 五 確定給付企業年金の給付（以下「給付」という。）の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法（給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）の支給期間及び支払期月に関する事項を含む。）に関する事項
- 六 掛金の拠出に関する事項（加入者が掛金を負担する場合にあつては、当該負担に関する事項を含む。）

- 七 事業年度その他財務に関する事項
- 八 終了及び清算に関する事項
- 九 その他政令で定める事項

(規約の承認の基準等)

第五条 厚生労働大臣は、第三条第一項第一号の承認の申請があった場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同号の承認をするものとする。

- 一 前条各号に掲げる事項が定められていること。
  - 二 前条第四号に規定する資格を定めた場合にあっては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている厚生年金基金その他政令で定める年金制度及び退職手当制度（第十二条第一項第二号において「企業年金制度等」という。）が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと。
  - 三 第二十九条第一項各号に掲げる老齢給付金及び脱退一時金の支給を行うために必要な事項が定められていること。
  - 四 規約の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
  - 五 その他政令で定める要件
- 2 厚生労働大臣は、第三条第一項第一号の承認をしたときは、速やかに、その旨をその申請をした事業主に通知しなければならない。
- 3 事業主は、第三条第一項第一号の承認を受けたときは、遅滞なく、同号の承認を受けた規約を実施事業所に使用される被用者年金被保険者等に周知させなければならない。

(基金の規約で定める事項)

第十一条 第三条第一項第二号の基金の設立の認可を受けようとするときは、規約において、第四条第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 代議員及び代議員会に関する事項
- 四 役員に関する事項
- 五 解散及び清算に関する事項
- 六 公告に関する事項
- 七 その他政令で定める事項

(基金の設立認可の基準等)

第十二条 厚生労働大臣は、第三条第一項第二号の設立の認可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同号の認可をするものとする。

- 一 前条の規定により規約において定めることとされている事項が定められていること。
- 二 規約に第四条第四号に規定する資格を定めた場合にあっては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている企業年金制度等が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと。
- 三 規約に第二十九条第一項各号に掲げる老齢給付金及び脱退一時金の支給を行うために必要な事項が定められていること。
- 四 当該申請に係る事業所において、常時政令で定める数以上の加入者となるべき被用者年金被保険者等を使用していること、又は使用すると見込まれること（次号に掲げる場合を除く。）。

五 厚生年金適用事業所の事業主が共同して基金を設立しようとする場合にあっては、当該事業主の当該申請に係る事業所において、合算して、常時政令で定める数以上の加入者となるべき被用者年金被保険者等を使用していること、又は使用すると見込まれること。

六 規約の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

七 その他政令で定める要件

2 第五条第二項及び第三項の規定は、第三条第一項第二号の認可について準用する。この場合において、第五条第三項中「同号の承認を受けた規約」とあるのは、「基金の規約」と読み替えるものとする。

第九十二条 確定給付企業年金に係る給付、掛金及び積立金については、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）並びにこれらの法律に基づく命令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税並びに道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）の課税について必要な措置を講ずる。

# 確定給付企業年金の財政検証

## 継続基準

(将来の掛金収入とあわせて、将来の給付を賄うために現時点で必要な積立金を保有しているかどうかの検証)

掛金の再計算を行い、不足金全額につき3年以上20年以内の償却期間で特別掛金を設定

抵触した場合

将来の給付費の現価  
そのDBの運用収益予測による予定利率(通常、リスクフリーレートより大きい)で割り引き

責任準備金から積立金を引いた不足金が許容繰越不足金を上回っているかどうかを検証

## 非継続基準

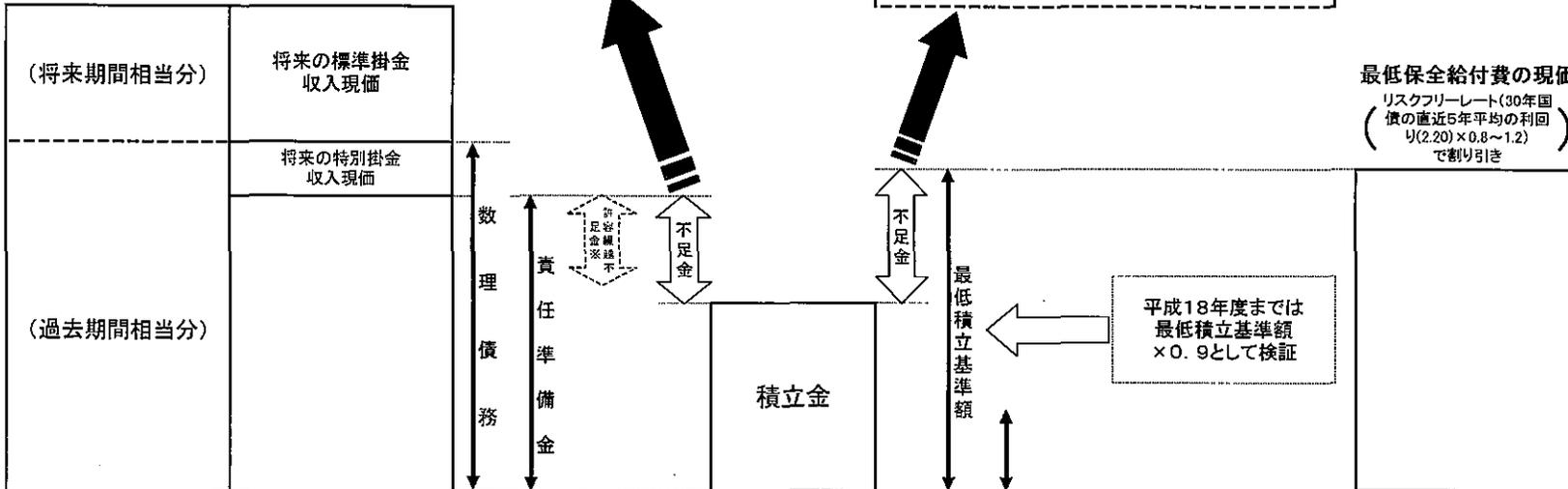
仮にDBが終了した場合に、加入者・受給者等の、過去の加入期間に応じて発生している(とみなされる)将来の給付(最低保全給付)を行うために必要な積立金を保有しているかどうかの検証

- ① 積立水準の回復計画(7年以内、平成18年度までは10年以内)を作成  
又は、
- ② 積立比率に応じて必要な特別掛金を設定(15年以内)

抵触した場合

積立金が最低積立基準額(平成18年度までは×0.9)を下回っていないか検証

最低保全給付費の現価  
リスクフリーレート(30年国債の直近5年平均の利回り(2.20)×0.8~1.2)で割り引き



※ 許容繰越不足金は①~③のいずれかの額で、不足金がこの額以内の場合、不足金解消のための掛金見直しは不要

- ① 標準掛金額 × 20年確定年金現価率 × 規約で定める率(15%以下)
- ② 責任準備金 × 規約で定める率(15%以下。年金資産に数理的評価を導入している場合は10%以下)
- ③ ①、②のうちいずれか小さい額

## 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に 関する意見募集について

平成18年8月18日  
厚生労働省年金局  
企業年金国民年金基金課

確定給付企業年金における掛金の算定方法を合理化するため、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）の改正を行う予定です（本年9月下旬を目途）。

つきましては、別添の改正予定内容に関して、下記のとおり御意見を募集します。皆様からいただいた御意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。

### 記

#### 1 意見の提出方法

御意見をまとめ、電子メール、郵送又はFAXにて提出してください。

##### 【提出先】

- 電子メールの場合  
CP2006@mhlw.go.jp（テキスト形式）  
厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課パブリックコメント担当宛
- 郵送の場合  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課パブリックコメント担当宛
- FAXの場合  
03-3593-8431  
厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課パブリックコメント担当宛

#### 2 意見の提出上の注意

電話による御意見は受け付けておりません。また、御意見は日本語に限ります。個人は住所・氏名・所属を、法人は法人名・所在地を記載して下さい。これらは、公表させていただきますことがありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

#### 3 意見の締め切り日

平成18年9月19日（火）（必着）

## 確定給付企業年金法施行規則改正案の概要

### I 特別掛金額の算定方法の合理化（第46条関係）

○ 補足掛金額のうち過去勤務債務の額を償却するための掛金（特別掛金額）の算定方法については、過去勤務債務が前回の財政計算から減少しない場合を想定して定めている（第46条第2項）ため、各期間の償却額を減少する対応ができない。

○ところが、近年の運用状況の好転などを背景に過去勤務債務が減少する場合も想定されるようになったため、このような場合に、各期間の償却額を減少する対応ができるよう、今回の財政計算における過去勤務債務の額をもとに特別掛金額を算定するものとする。ただし、こうした場合に、任意に償却完了を遅らせることのないように、前回の財政計算における過去勤務債務の償却を完了する日を延期させないこととする。

※参考：確定給付企業年金の掛金

標準掛金額	将来期間の給付に要する費用を賄う	
補足掛金額	特別掛金額	過去勤務債務を償却する
	特例掛金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次回再計算までに発生する積立不足の予想額を償却する</li> <li>○非継続基準による積立不足を解消する</li> <li>○制度終了時の積立不足を解消する</li> </ul>
その他の掛金の額	事務費掛金等	

## Ⅱ 積立不足に伴い拠出すべき掛金額の算定方法の合理化（第58条関係）

- 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号、以下「法」という。）第63条において、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合に拠出すべき掛金の額は、次のいずれかの額である。
  - ① 当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額を控除した額と、当該事業年度末において積立金の額が最低積立基準額を下回る額に積立比率（積立金の額の最低積立基準額に対する比率）に応じて決まる率を乗じた額との合計額
  - ② 当該事業年度の翌々事業年度の初日から起算して10年以内に積立比率が0.9以上となるために必要な毎事業年度の掛金の額の見込額として一定の基準により計算した額
- これらの2つの方法のうち、①については、現行では当該事業年度末から翌事業年度末までの間に給付減額などにより最低積立基準額が減少する場合に、この減少分を反映することができず、ケースによっては最低積立基準額に充てるために本来必要な額以上の掛金となってしまう場合があった。こうした状況が生じないようにするため、規約変更により変更した額を用いて、積立不足に伴い拠出すべき掛金の額を算定することとする。

## 「給付減額」の定義

「確定給付企業年金制度について」

(平成14年3月29日年発第0329008号・厚生労働省年金局長通知) より抜粋

### 第一 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項

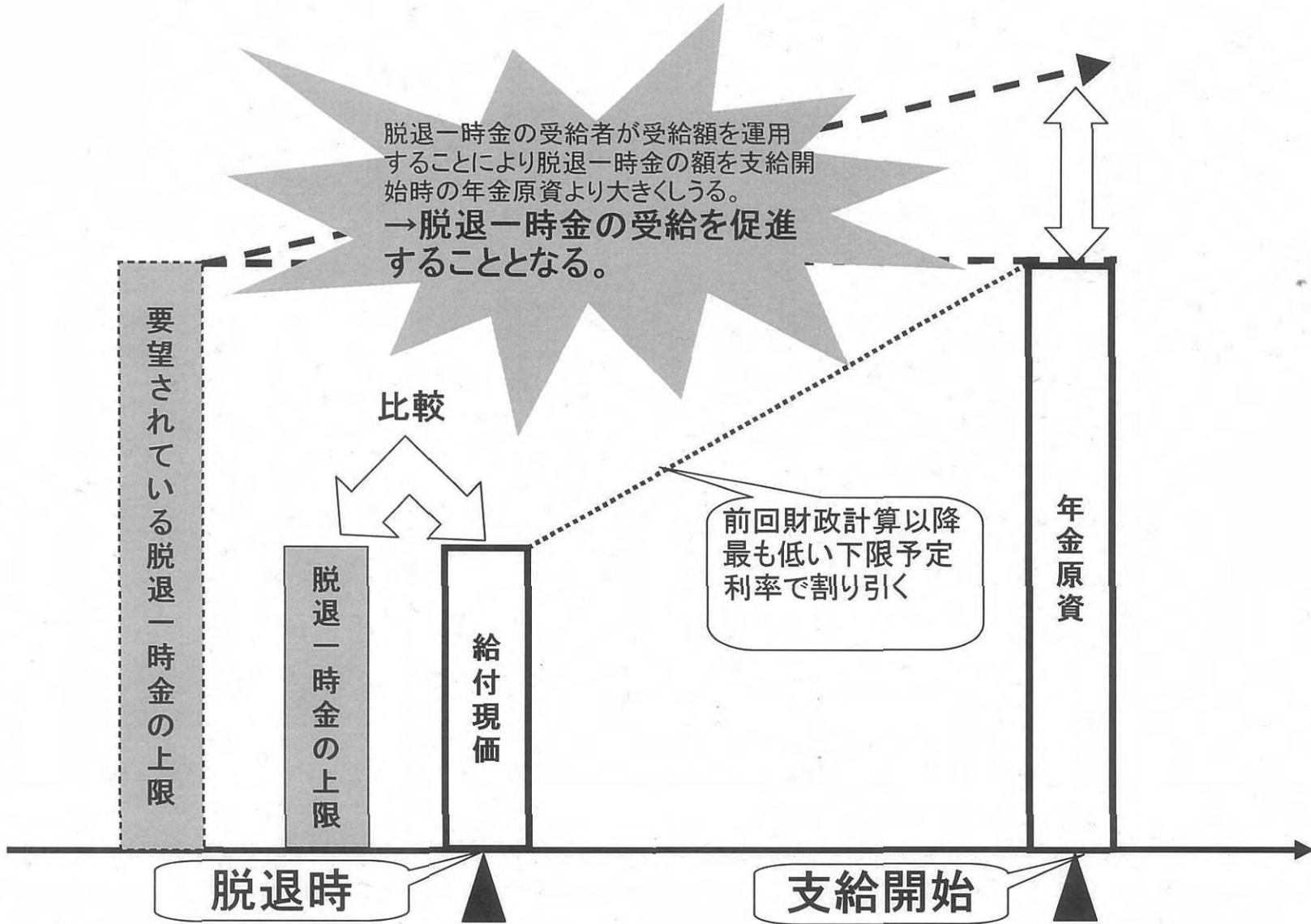
#### 二 給付の額を減額する場合の取扱い

(2) 次のいずれかの一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取扱うこと。(中略)

- ①給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合
- ②一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る給付現価が給付設計の変更によって減少する場合
- ③各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合

# 脱退一時金の額と老齢給付金の額の比較時点について

脱退一時金の受給者が受給額を運用することにより脱退一時金の額を支給開始時の年金原資より大きくする。  
→脱退一時金の受給を促進することとなる。



# キャッシュバランスプラン

## 1. 概要

○ 確定給付型と確定拠出型双方の特長を併せ持つプラン（ハイブリッド型）

○ 具体的な仕組み

- ・ 資産は一括運用され、運用リスクは事業主が負担。

$$\text{年金給付額} = \frac{\text{持分付与額}\times 1 \text{の累計額} + \text{利息付与額}\times 2 \text{の累計額}}{\text{規約で定める一定の率}}$$

※1 持分付与額： 加入者期間のうち規約で定める期間ごとの各期間につき付与する「定額」又は「給与の額、ポイント等に一定の割合を乗ずる方法により算定した額」のこと。

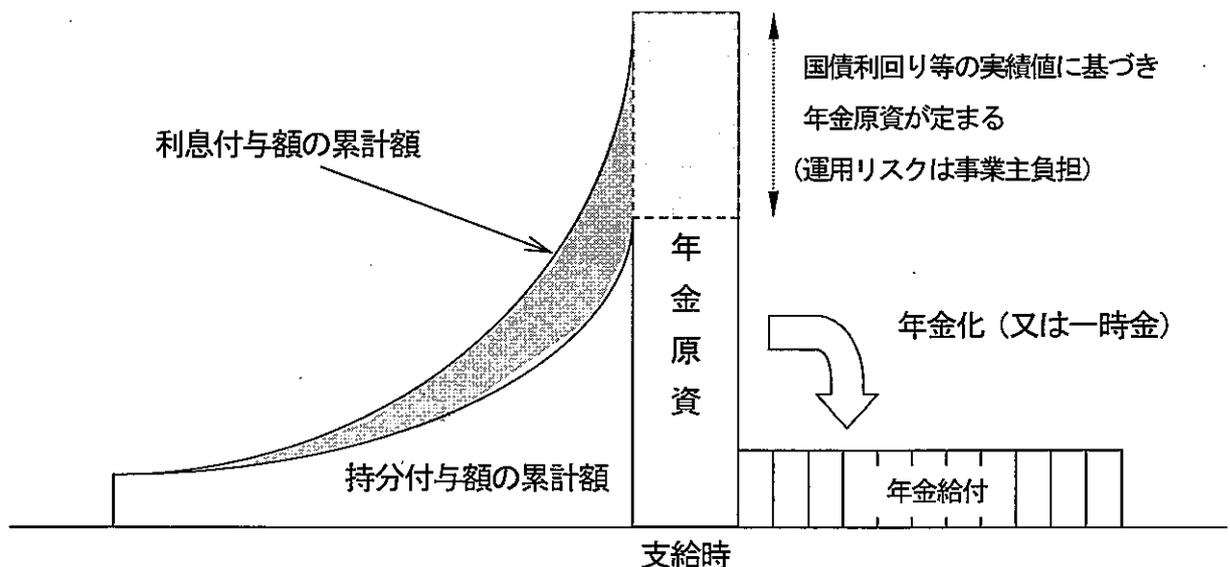
※2 利息付与額： 加入者期間のうち規約で定める期間ごとの各期間につき、国債利回り等の指標によって付与される利息額のこと。

- ・ 利息付与に用いる率（指標）としては、国債利回り等（注）が用いられる。

（注）定率、全国消費者物価指数、賃金指数といった客観的な指標、及びそれらの組み合わせも可能。

○ 特長（メリット）

- ・ 事業主にとっては、給付に責任を持ちつつ経済環境の変化に対し柔軟な対応が可能となる。
- ・ 加入者にとっても、財政の安定が図られるとともに、国債利回り等の客観的指標を通じた給付水準が確保され、過去期間分の原資も明確になる。



※ 従来の給付設計は、

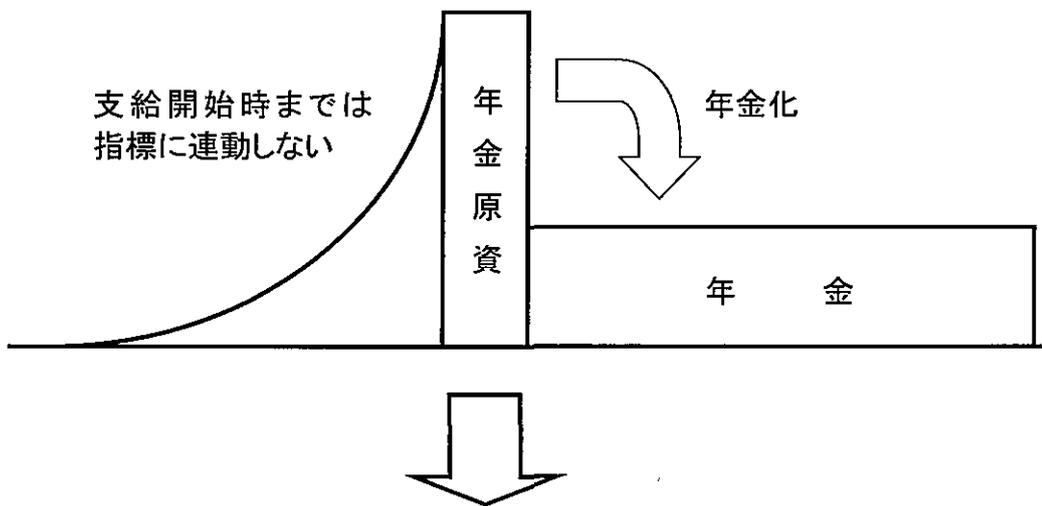
- ・ 加入者であった間の平均給与に一定の乗率や加入者期間を乗じる方法や、
- ・ 最終給与に一定又は加入者期間に応じた率を乗じる方法、

などであり、年金原資はあらかじめ定まるのが一般的。

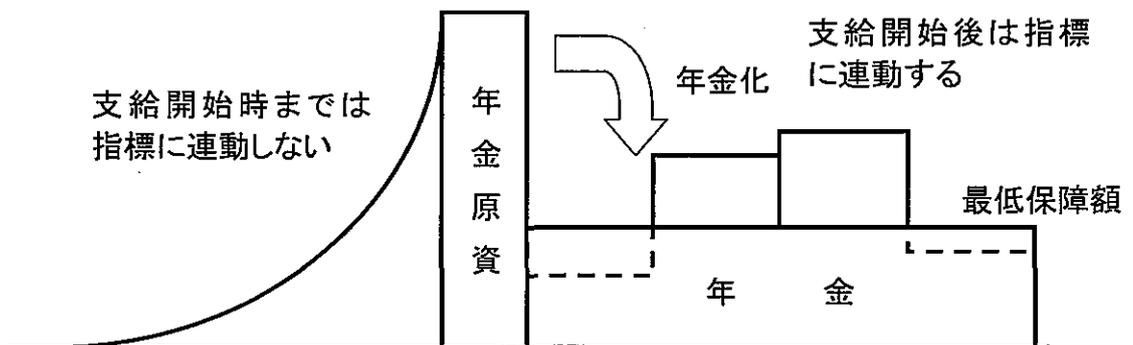
## 2. キャッシュバランス類似制度

- 支給開始時までは指標（国債の利回り等）に連動しない給付設計においても、受給中の年金額を、最低額を保証しつつ、国債の利回り等に連動させて改定できる仕組み。

《従来型の制度》

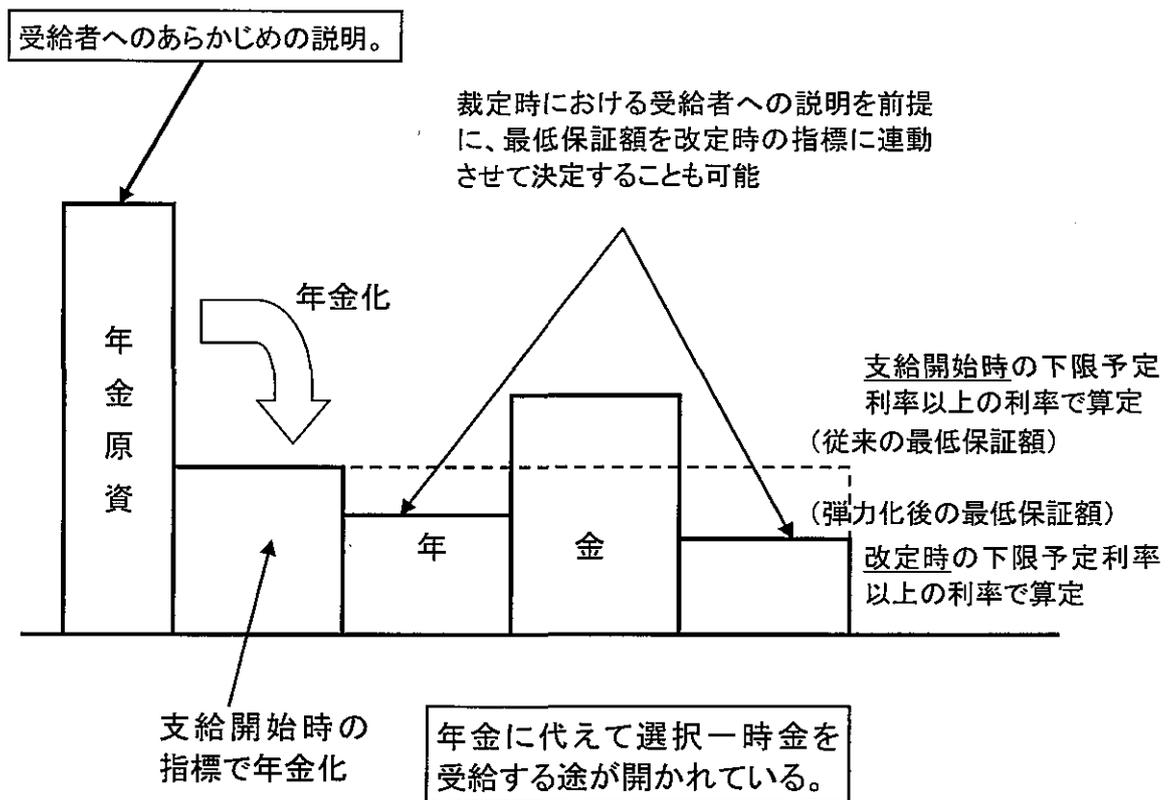


《キャッシュバランス類似制度》



※ キャッシュバランスプランとキャッシュバランス類似制度の両方を併用することも可能。

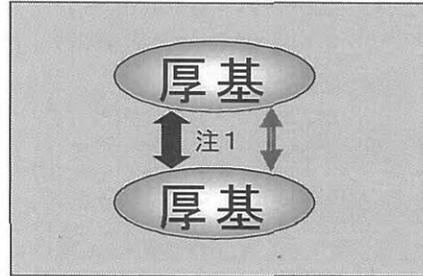
- なお、受給者について、裁定時に、あらかじめ、将来、毎年又は一定期間ごとに指標（国債の利回り等）に連動して最低保証額の改定が起こり得ることについての説明をしており、また、年金に代えて選択一時金を受給する途が開かれている等、何らかの配慮がなされている場合には、受給開始後の最低保証額を指標に連動させて改定することが可能。



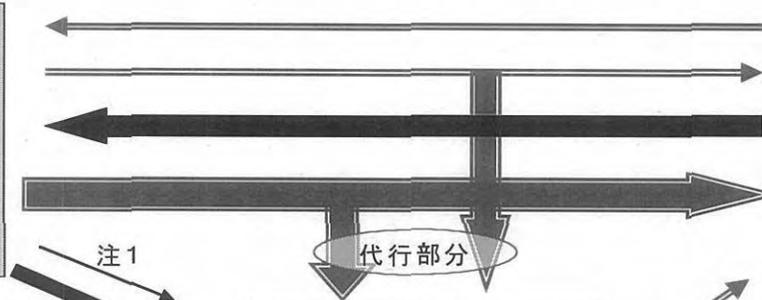
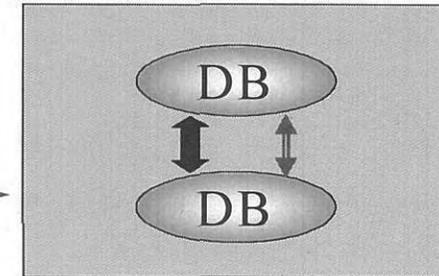
# 企業年金のポータビリティのイメージ(平成17年10月施行)

- 従来は、給付建ての企業年金間で加入者の年金原資が移換できる場合は、極めて限られていたが、原則として、受入側の企業年金で受け取る旨の規約の定めがあれば、本人の申出だけで脱退一時金相当額を移換することができるようにした。
- 再就職先の企業年金に移換できない場合や一年以内に再就職できない場合など企業年金間の移換が困難な場合は、企業年金連合会に移換できるようにした。
- 給付建ての企業年金及び企業年金連合会から確定拠出年金へ、規約の定めにかかわらず、年金原資を移換することができるようにした。

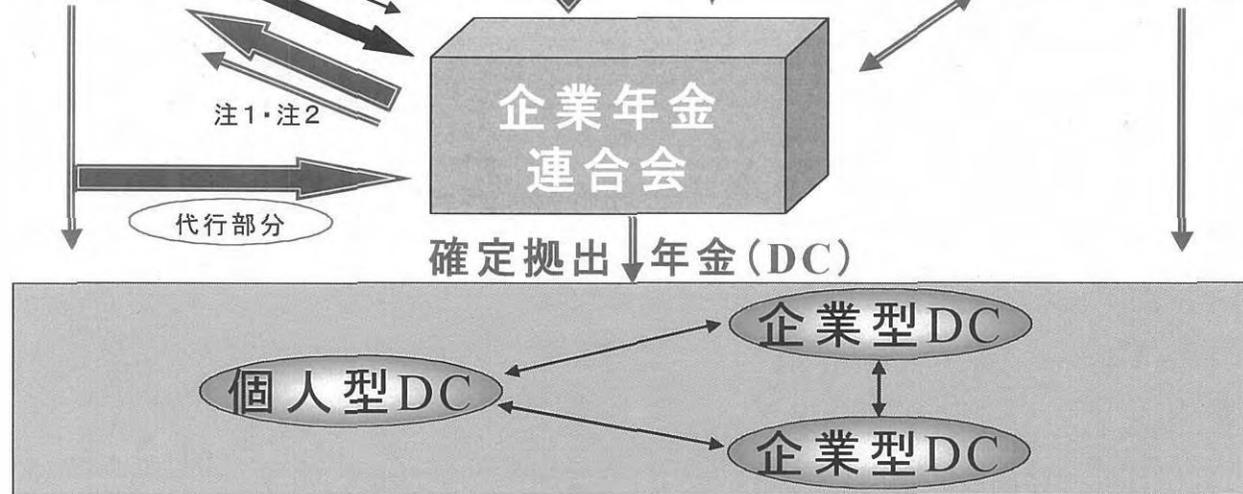
## 厚生年金基金(厚基)



## 確定給付企業年金(DB)



61



→ 現行の脱退一時金相当額(積立金)の移換のスキーム

⇒ 新たな脱退一時金相当額(資産)の移換のスキーム

→ 現行の権利義務移転のスキーム

⇒ 新たな権利義務移転のスキーム

注1) 代行部分の権利義務の移転をする場合に限り、脱退一時金相当額(積立金)の移換が可能。

注2) 元加入基金への再加入の場合のみ、現在も可能。

注3) 権利義務の移転: 移転前の給付をそのまま引き継ぐ。移転元・先双方の過半数労組の同意及び代議員会の3/4以上の議決並びに権利義務が移転される者を使用する事業主の全部及び本人の同意が必要。

### 厚生年金基金

### 確定給付企業年金

